

事務連絡  
令和4年1月24日

各都道府県教育委員会施設主管課  
各都道府県社会教育施設主管課  
各都道府県スポーツ施設主管課  
各都道府県文化会館等主管課

御中

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課  
文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課  
文部科学省総合教育政策局地域学習推進課  
スポーツ庁参事官（地域振興担当）  
文化庁企画調整課

#### 文教施設における法定点検の適切な実施について（依頼）

令和3年8月20日付事務連絡「『新経済・財政再生計画改革工程表』に基づく文教施設の点検状況等調査について（依頼）」による調査の結果は、第37回経済・財政一体改革推進委員会の会議資料において公表されましたのでお知らせします（※下記 URL 参照。）。ご協力いただきありがとうございました。

本調査の結果、法定点検が未実施であった管理者については、関係部局等と連携しつつ、速やかに法令に基づく点検を実施するようお願いします。

また、建築物の管理者は、建築基準法第8条第1項の規定により、建築物を常時適法な状態に維持するよう努めることとされています。そのため、法定点検の義務づけがない文教施設の管理者においても、有資格者による専門的な点検を定期に実施するなど、適切な対応をお願いします。

なお、「新経済・財政再生計画改革工程表」に基づく調査は来年度も実施を予定しておりますので、引き続きご協力をお願いします。

このことについて、各施設の主管課である都道府県教育委員会及び都道府県知事部局においては、域内の政令指定都市、市区町村及び一部事務組合等に周知をお願いします。

記

第37回経済・財政一体改革推進委員会

新経済・財政再生計画改革工程表 2020（評価案）の118ページ参照

[https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/special/reform/committee/20211216/report\\_211223\\_3.pdf](https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/special/reform/committee/20211216/report_211223_3.pdf)

※KPI第2階層「措置が必要な施設の修繕率」については、関係省庁と調整の上、来年度から公表していく予定。

**【公立学校施設担当】**

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部 施設助成課 長寿命化対策推進係  
Tel: 03-5253-4111 (内線) 2467 email: tyousa-j@mext.go.jp

**【公立社会教育施設担当】**

文部科学省総合教育政策局 地域学習推進課 庶務係  
Tel: 03-5253-4111 (内線) 2969 email: chisui@mext.go.jp

**【公立社会体育施設担当】**

スポーツ庁参事官(地域振興担当)付 施設企画係  
Tel: 03-5253-4111 (内線) 3773 email: stiiki@mext.go.jp

**【公立文化会館等担当】**

文化庁企画調整課 総括係  
Tel: 03-5253-4111 (内線) 3143 email: b-sisetu@mext.go.jp

**【本通知全般担当】**

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部 施設企画課 指導第二係  
Tel: 03-5253-4111 (内線) 2292 email: sisetuki@mext.go.jp